



鳥取県公報

平成 26 年 6 月 6 日 (金)
第 8 6 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (443) (青少年・家庭課) 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (444) (立地戦略課) 2 県営土地改良事業計画の変更 (445) (農地・水保全課) 2 遊漁規則の変更の認可 (446) (水産課) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (447) (中部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の指定 (448) (〃) 6 介護老人保健施設の開設の許可 (449) (〃) 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (8) 6
◇ 公 告	平成26年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (人事委員会事務局任用課) 7 平成26年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 9 平成26年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度) の実施 (〃) 12 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 16 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 17
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (会計指導課) 19 落札者の決定 (東部県税事務所) 19

告 示

鳥取県告示第443号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県児童虐待防止啓発業務 プロポーザル審査会	児童虐待防止啓発業務の受託者 の選定に関する事項	平成26年6月11日から 同月30日まで	子育て王国推進局 青少年・家庭課

鳥取県告示第444号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成26年度鳥取県リサイクル 技術・製品実用化事業補助金 審査会	鳥取県リサイクル技術・製品実 用化事業補助金の補助対象事業 の採択に関する事項	平成26年6月6日から 平成27年3月31日まで	立地戦略課

鳥取県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業加勢蛇西2期地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成26年6月6日から同月26日まで
- 縦覧に供する場所
琴浦町役場
- 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第446号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

鳥取市河原町長瀬 34-5

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第1号

3 認可に係る変更の内容

平成 25 年鳥取県告示第 667 号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように改正する。

次の表の変更前に掲げる規程を同表の変更後の欄に掲げる規程に、下線及び太線で示すように変更する。

改 正 後		改 正 前	
1 (1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア・イ 略 ウ 漁具又は漁法等の制限 (ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表に掲げる区域内（以下1において「友釣専用区」という。）においては、6月1日（cの区域においては6月15日）から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行つてはならない。		1 (1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア・イ 略 ウ 漁具又は漁法等の制限 (ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表に掲げる区域内（以下1において「友釣専用区」という。）においては、6月1日から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行つてはならない。	
a	鳥取市用瀬町古用瀬の <u>新用瀬橋</u> 下流端から3,870メートル下流の同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域	鳥取市用瀬町古用瀬の <u>新用瀬橋</u> 下流端から同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域 八頭郡八頭町徳丸の金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域	
b	八頭郡八頭町徳丸の金崎鉄橋下流端から300メートル下流の徳丸谷川と八東川との合流点までの区域		
c	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域		
エ 遊漁期間 (ア) 略 (イ) <u>あゆ</u> については、(ア)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、繁殖保		エ 遊漁期間 (ア) 略 (イ) (ア)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、 <u>あゆ</u> の繁殖保護を図るた	

護を図るため同表の中欄に掲げる漁具又は漁法等は同表の右欄に掲げる期間禁止する。

採捕を禁止する 区域	禁止する 漁具又は 漁法等	禁止する 期 間
八頭郡若桜町大字若桜の中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬の中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬の梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	ウの(ア)に規定する漁具又は漁法等(さお釣には引懸(ゾロ)を含む。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月15日から同月30日まで
上記以外の区域(ただし、とも釣専用区はウの(ウ)の定めによる。)	略	
	投網	6月1日から同月30日まで
八頭郡若桜町大字若桜の中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域及び同郡智頭町大字市瀬の中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域を除く全域	ウの(ア)に規定する漁具又は漁法等(さお釣には引懸(ゾロ)を含む。)	11月1日から翌年1月31日まで

オ～キ 略

ク 遊漁証に関する事項

(ア) 組合は、イを承認したときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表

略

(注) 略

裏

注 意 事 項
1. 略

め同表の中欄に掲げる漁法は同表の右欄に掲げる期間禁止する。

採捕を禁止する 河川	禁止する 漁 法	禁止する 期 間
八頭郡若桜町大字若桜の中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬の中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬の梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣(引懸(ゾロ)を含む。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで
上記以外の区域(とも釣専用区を除く。)	略	
	投網	6月1日から同月30日まで

オ～キ 略

ク 遊漁証に関する事項

(ア) 組合は、イを承認したときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表

略

(注) 略

裏

注 意 事 項
1. 略

<p>2. 本証は本人以外使用することは出来ません。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 当組合遊漁規則及び鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。</p> <p>5. 略</p> <p>禁止期間（別に禁止区域は期間がありません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわな、やまめ、 10月1日から2月にじます、あまご 末日まで ・こい 5月15日から6月14日まで ・あゆ <table border="1"> <tr> <td>智頭・若桜</td> <td>2月1日から6月14日まで及び9月26日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地区</td> <td>9月26日から翌年5月31日まで (佐治は9月26日から翌年6月14日まで)</td> </tr> </table> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>ケ～サ 略</p> <p>(4) 略</p>	智頭・若桜	2月1日から6月14日まで及び9月26日から10月31日まで	上記以外の地区	9月26日から翌年5月31日まで (佐治は9月26日から翌年6月14日まで)	<p>2. 本証は本人以外使用することが出来ません。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 当組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。</p> <p>5. 略</p> <p>禁止期間（別に禁止区域は期間がありません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわな、やまめ、 10月1日から2月にじます、あまご 末日まで ・あゆ 2月1日から6月解禁まで 9月26日から10月31日まで ・こい 5月15日から6月14日まで <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>ケ～サ 略</p> <p>(4) 略</p>
智頭・若桜	2月1日から6月14日まで及び9月26日から10月31日まで				
上記以外の地区	9月26日から翌年5月31日まで (佐治は9月26日から翌年6月14日まで)				

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成 26 年 5 月 23 日（ただし、1の(3)のウの(ウ)の改正については、平成 27 年 2 月 1 日）

鳥取県告示第447号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月6日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人敬仁会	ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリアオン東郷	東伯郡湯梨浜町野花443-1	平成26年6月1日	短期入所療養介護

鳥取県告示第448号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月6日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人敬仁会	ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野花443-1	平成26年6月1日	介護予防短期入所療養介護

鳥取県告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月6日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会福祉法人敬仁会	ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリオン東郷	東伯郡湯梨浜町野花443-1	平成26年6月1日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第8号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成26年6月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,566
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,830
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,384
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,282

米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,229
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,537
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,731
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,461
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,390
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,103
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,151
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,553

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成27年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成26年6月6日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成26年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	10名程度
警察官（女性）	1名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額203,500円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成27年3月31日までに卒業する見込みのもの。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(2) 試験期日

平成26年9月21日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査及び体力検査
 なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成26年11月13日（木）及び同月14日（金）（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成26年10月8日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成26年12月5日（金）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成27年4月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人

事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年8月1日（金）午前0時から同月13日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成26年8月1日（金）から同月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成26年8月18日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成27年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成26年6月6日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成26年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	22名程度
警察官（女性）	3名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表 1 級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額162,300円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成27年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(2) 試験期日

平成26年9月21日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、適性検査、身体検査及び体力検査
 なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成26年11月4日（火）及び同月5日（水）（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成26年10月8日(水)(予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成26年11月28日(金)(予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成27年4月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)の電子申請の受付サービス(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>)を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年8月1日(金)午前0時から同月13日(水)午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成26年8月1日(金)から同月18日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成26年8月18日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp)に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採

用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成27年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成26年6月6日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成26年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	4名程度
土木	1名程度
警察事務	2名程度
保育士	1名程度
公立学校栄養職員	3名程度
司書	1名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

- (1) 一般事務、土木、保育士及び司書

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

- (2) 警察事務

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

- (3) 公立学校栄養職員

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

- (1) 一般事務、土木及び警察事務 139,300円
- (2) 保育士、公立学校栄養職員及び司書 153,000円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務及び土木

平成 5 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成 27 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

イ 警察事務

平成 3 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

ウ 保育士

次のいずれにも該当する者

(ア) 昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成 27 年 5 月 31 日までにこの登録を受ける見込みの者

エ 公立学校栄養職員

次のいずれにも該当する者

(ア) 昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成 27 年 3 月 31 日までに当該免許を取得する見込みの者

オ 司書

次のいずれにも該当する者

(ア) 昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 5 条第 1 項に規定する司書の資格を有する者又は平成 27 年 3 月 31 日までにこの資格を取得する見込みの者

(2) 警察事務以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 27 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察事務

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(注) 適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

ウ 土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成26年9月28日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については人事委員会が実施し、警察事務については第2次試験以降の採用候補者発表の手段を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書
人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察事務
人物試験（個別面接）、作文試験及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務、土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書
平成26年10月下旬（予定）

イ 警察事務
平成26年10月31日（金）（予定）

(4) 試験会場

ア 一般事務、土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書
鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察事務
鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 一般事務及び警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察事務にあつては適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

イ 土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果

果と第2次試験の結果により決定する。

ウ 土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成26年10月8日（水）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成26年11月中旬（警察事務は11月28日（金））（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎（警察事務の採用候補者については警察本部庁舎）の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成27年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(1)のウの(イ)、エの(イ)若しくはオの(イ)又は5の(2)に定める期日までにこれらに定める資格等を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年8月1日（金）午前0時から同月13日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成26年8月1日（金）から同月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成26年8月18日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、警察事務に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年6月6日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成26年7月24日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第2会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成26年7月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年6月6日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年6月29日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成26年7月6日 午前9時から午前 11時20分まで	〃	〃	〃	〃
平成26年7月7日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成26年7月22日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
-----	-----	---------	------	------

平成26年7月1日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	1人
平成26年7月3日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年7月8日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年7月8日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成26年7月10日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	1人
平成26年7月15日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年7月17日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年7月22日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年7月24日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年7月29日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年7月31日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
- 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 平成26年度財務会計システム運營業務委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成26年3月28日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 161,594,460円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者会計局会計指導課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月6日

鳥取県東部県税事務所長 橋 本 修

- | | |
|------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）
3,389,200キロワット時 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |

-
- | | | |
|---|----------------------|-------------------------------|
| 3 | 落札日 | 平成26年5月23日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 中国電力株式会社鳥取営業所
鳥取市新品治町1-6 |
| 5 | 落札金額 | 62,258,147円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成26年4月11日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県東部県税事務所課税課
鳥取市立川町六丁目176 |